

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和5年9月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地		京都中央信用金庫 理事長 白波瀬 誠					
		電話番号： 075-223-8230					
主たる業種	協同組織金融業（信用金庫）	細分類番号	6 3 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	京都議定書採択の地である“京都”を地盤とする信用金庫として、また、CSRの一環として、地球環境保全活動に積極的に取り組み、地域社会の持続的発展に寄与する。						
計画を推進するための体制	平成22年4月1日に本店ビルにおいてISO14001の認証取得しその体制を継続している。新店舗や建替え店舗については環境配慮型店舗とし環境に配慮している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,707.6 トン	3,607.6 トン	3,505.6 トン	3,406.9 トン	-5.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,205.8 トン	2,807.6 トン	2,705.6 トン	2,534.4 トン	-36.2 パーセント	
目標の根拠		節電対策を維持するとともに、古い設備の更改に努め、店舗内店舗方式による統合や環境配慮型店舗への建替にて効率化を図り、排出量を減少させる。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (基準年度 (令和4年度))	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (床面積×1/100)	3.44	3.35	3.26	3.16	-5.33 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		節電対策を維持するとともに、古い設備の更改に努め、店舗内店舗方式による統合や環境配慮型店舗への建替にて効率化を図り、排出量を減少させる。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		37 パーセント	37 パーセント	37 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	ISO14001による環境意識の啓発と節電体制を継続するとともに、店舗の空調機の高効率化を進める。また店舗内店舗方式による統合や環境配慮型店舗への建替にて効率化を図る。					
	令和6年度	ISO14001による環境意識の啓発と節電体制を継続するとともに、店舗の空調機の高効率化を進める。また店舗内店舗方式による統合や環境配慮型店舗への建替にて効率化を図る。					
	令和7年度	ISO14001による環境意識の啓発と節電体制を継続するとともに、店舗の空調機の高効率化を進める。また店舗内店舗方式による統合や環境配慮型店舗への建替にて効率化を図る。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤は原則として公共交通機関による通勤を定めている					
	上記の措置を採用する理由	公共交通は、自動車通勤よりも二酸化炭素の排出量が少ないため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	2023年5月19日まで「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を利用した売電を目的とする発電設備購入資金、節電・環境対策等設備関連資金を融資する中信「スーパーエコローン」を販売し、2023年5月23日から「京都中信カーボンニュートラルサポートローン」の取扱いを開始した。						
特記事項	超過削減量年度内訳 第1年度(令和5年度)800トン 第2年度(令和6年度)800トン 第3年度(令和7年度)872.5トン						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。